

津南町バス・タクシー事業者緊急支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通利用者の減少下において、この度の燃油費高騰により更なる経営困難に直面していることに鑑み、町内公共交通及び町内外への旅客輸送の維持に努めたバス事業者やタクシー事業者を支援するため、予算の範囲内において津南町バス・タクシー事業者緊急支援事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、津南町補助金等交付規則（昭和31年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。

(支援金の交付対象)

第3条 支援金の交付対象は、令和4年4月1日時点において法第4条の許可を受けており、前条各号に規定する事業を行う者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に本社又は営業所を持つ乗合バス事業者
- (2) 町内に本社又は営業所を持つ（個人事業主においては住所を置く）タクシー事業者
- (3) 津南町地域公共交通網形成計画（令和2年3月策定）において、町内の公共交通路線の運行を担っている、乗合バス事業者・タクシー事業者

- 2 町長は、前項の規定に該当するものであっても、暴力団（津南町暴力団排除条例（平成23年条例第16号）第2条に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者である場合は、支援金を交付しない。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分ごとに定める額とする。

- (1) 乗合バス事業者 基本額50万円に、乗合バス事業者が本社及び営業所に令和4年4月1日時点で保有している町内での乗合バス事業に供する車両数に12万円を乗じて得た額を加えた額
- (2) 法人タクシー事業者 基本額25万円に、法人タクシー事業者が本社及び営業所に令和4年4月1日時点で保有しているタクシー事業に供する車両数に4万円を乗じて得た額を加えた額
- (3) 個人タクシー事業者 基本額10万円に、個人タクシー事業者が令和4年4月1日時点で保有しているタクシー事業に供する車両数に4万円を乗じて得た額を加えた額

2 前項第2号又は第3号の区分は、法第4条の許可を受けた者における法人格の有無により判断するものとする。

3 前条の交付対象となる事業者への支援金の交付は、同一事業者について1回限りとする。

（申請方法）

第5条 支援金の交付対象であり支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、津南町バス・タクシー事業者緊急支援事業支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和4年9月30日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 車両数一覧（別表1）（令和4年4月1日時点で事業に供する車両数が分かるもの）
- (2) 前号の車両数一覧表に記載された対象車両の自動車検査証の写し

(3) 支援金の振込先情報が確認できる通帳等の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び交付額確定通知)

第6条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により支援金を交付すること又は、交付しないことを決定したときは、申請者に対し、津南町バス・タクシー事業者緊急支援事業支援金交付（不交付）決定通知書兼支援金確定通知書（様式第2号）により通知する。

(交付決定の取消し)

第7条 町長は、前条第2項の規定により支援金の交付を決定された申請者（以下「交付決定事業者」という。）が法令又は本要綱に違反し、又は偽りその他不正の手段により交付決定を受けていることについて疑義が生じた場合は、交付決定事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をその本社、営業所等に赴かせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 町長は前項の規定による調査等で交付決定事業者が法令又は本要綱に違反したこと、又は偽りその他不正の手段により交付決定を受けたことが判明した場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

3 町長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合は、支援金交付決定取消通知書（様式第3号）により、交付決定事業者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第8条 前条第3項による交付決定事業者は、当該取消しに係る部分について既に支援金の交付を受けているときは、支援金返還命令書（様式第4号）に基づき、期日までに当該支援金を返還しなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行規則)

- 1 この要綱は、令和 4 年 6 月 29 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

津南町バス・タクシー事業者緊急支援事業支援金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（宛先）津南町長

所在地 〒

法人名

（個人の場合は法人名省略）

代表者名

電話番号 ()

津南町バス・タクシー事業者緊急支援事業実施要綱第5条の規定に基づき、支援金の交付を申請するとともに、実績を報告します。

1 交付申請・実績報告額 _____ 円

2 基本額の対象事業 一般乗合旅客自動車運送事業
 一般乗用旅客自動車運送事業（法人タクシー）
 様式第2号により申請済み

3 申請対象車両数 乗合バス車両 _____ 両
 法人タクシー車両 _____ 両
 個人タクシー車両 _____ 両

4 実績報告

	運行回数（輸送回数）	
	令和4年	
	4月	5月
乗合バス	回/月	回/月
タクシー	回/月	回/月

5 添付資料

- (1) 車両数一覧表（乗合バス・タクシー車両のみ）（別表1）
- (2) 別表1に記載された対象車両の自動車検査証の写し
- (3) 振込先情報が確認できる通帳等の写し

様式第1号（第2面）（第5条関係）

6 支援金の振込先口座

ふりがな										
口座名義										
振込先金融機関				預金種別	口座番号					
金融機関コード		店番号								
				普通 当座						
銀行 金庫 農協		本店 支店 出張所								

7 誓約事項

(1) 津南町バス・タクシー事業者緊急支援事業支援金の申請に関する事項は事実と相違ありません。

ア 申請時点において廃業していません。

イ 申請内容に虚偽や不正が判明した場合、支援金を速やかに返還します。

ウ 津南町から報告、調査等の求めがあった場合は、これに応じます。

エ 関係する法令等の規定を順守します。

オ 私は、津南町が本制度の範囲内において関係機関への届出や許可証などの確認のため、当該機関に照会し、私の情報について開示を受けることに同意します。

カ 町税に未納はありません。

キ 要綱第8条の規定により、交付決定の取消しに係る部分に関し既に交付された支援金の返還を命じられた場合は、定められた期限までに返還します。

ク 町長が必要があると認めた場合は、その求めに応じ、本制度に係るアンケート、報告、資料の提出、担当職員による現地調査等に協力します。

(2) 暴力団等の排除に関する事項

私は暴力団員または暴力団等と関係を有する者ではありません。また、必要に応じて、町が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。

年 月 日

法人名
(個人の場合は法人名省略)

別表 1 (乗合バス・タクシー事業者用)

車両数一覧表 (乗合バス・タクシー車両用)

事業別	保有している 本社または営業所	対象車両数	
<input type="checkbox"/> 乗合バス <input type="checkbox"/> 法人タクシー <input type="checkbox"/> 個人タクシー	<input type="checkbox"/> 本社 <input type="checkbox"/> 営業所		両
<input type="checkbox"/> 乗合バス <input type="checkbox"/> 法人タクシー <input type="checkbox"/> 個人タクシー	<input type="checkbox"/> 本社 <input type="checkbox"/> 営業所		両
<input type="checkbox"/> 乗合バス <input type="checkbox"/> 法人タクシー <input type="checkbox"/> 個人タクシー	<input type="checkbox"/> 本社 <input type="checkbox"/> 営業所		両
<input type="checkbox"/> 乗合バス <input type="checkbox"/> 法人タクシー <input type="checkbox"/> 個人タクシー	<input type="checkbox"/> 本社 <input type="checkbox"/> 営業所		両
<input type="checkbox"/> 乗合バス <input type="checkbox"/> 法人タクシー <input type="checkbox"/> 個人タクシー	<input type="checkbox"/> 本社 <input type="checkbox"/> 営業所		両

※本社、各営業所それぞれでの車両数を計上してください。各行において、本社と営業所の台数を合算しないようご注意願います。

合 計

乗合バス事業		法人タクシー事業		個人タクシー事業	
	両		両		両

※様式第1号の「3 申請対象車両数」の内容と相違がないようご注意願います。

様式第2号（第6条関係）

津南町バス・タクシー事業者緊急支援事業支援金交付（不交付）
決定通知書兼支援金確定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

津南町長 桑原 悠

記

1 支援事業の名称

津南町バス・タクシー事業者緊急支援事業

2 交付決定額（不交付の理由）及び確定額

円

（不交付の理由）

※支援事業の実施状況により、支援金交付額が交付決定額より減額となる場合があります。

様式第3号（第7条関係）

支援金交付決定取消通知書

令和 年 月 日
第 号

様

津南町長 桑原 悠

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した津南町バス・タクシー事業者緊急支援事業支援金については、次のとおり交付決定の取消しをいたしましたので通知します。

記

1 支援事業の名称

津南町バス・タクシー事業者緊急支援事業

2 交付決定額

金 円

3 交付決定取消額

金 円

4 取消理由

様式第4号（第8条関係）

支援金返還命令書

令和 年 月 日
第 号

様

津南町長 桑原 悠

令和 年 月 日付 第 号で金額の確定した（交付決定
を取り消した）津南町バス・タクシー事業者緊急支援事業支援金について
は、次のとおり返還を命ずる。

記

1 返還額

金 円

2 返還期限

令和 年 月 日

3 返還理由